「ふるさと納税ワンストップ特例制度」のご案内

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、寄附時に申請していただくことで、確定申告をしなくても寄附金税額控除の適用を受けることができる制度です。

申告特例申請書の2.の①の□

にチェックをしてください。

この制度が適用されるのは、以下の方です。

・給与所得者等の方で、確定申告の必要がない方

・寄附先の都道府県及び市区町村が５団体以下の方

申告特例申請書の2.の②の□

にチェックをしてください。

　「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用をご希望の方は、同封の「申告特例申請書」の太枠内に必要事項をご記入いただき、押印のうえ、ご寄附いただいた翌年の1月10日までに、下記のとおり本市寄附金担当部署あてご提出ください。

　その際、個人番号（マイナンバー）の確認のため、①個人番号カード（表裏）の写し、または、②番号確認書類（通知カード等の写し）＋身元確認書類（運転免許証等の写し）、のいずれかをあわせてご提出ください。

〒460-8508

名古屋市中区三の丸3丁目1番1号

名古屋市役所　〇○局△△課　宛

　「申告特例申請書」をご提出いただいた後、記載内容に変更がありましたら、同封の「申告特例申請事項変更届出書」に必要事項をご記入いただき、押印のうえ、ご寄附いただいた翌年の1月10日までに、本市寄附金担当部署あてご提出ください。

　「申告特例申請書」「申告特例申請事項変更届出書」は、名古屋市公式ウェブサイトでダウンロードできます。（　名古屋市　寄附　で検索）

　その他、ご不明な点がございましたら、名古屋市公式ウェブサイトをご覧いただくか、以下の問合せ先までお尋ねください。

○ふるさと納税全般について 財政局資金課　　☎052-972-2308

○個別の寄附金について それぞれの寄附金担当部署

○税金、税控除制度について 財政局税制課　　☎052-972-2333

　　※税控除額の詳細につきましては、お住まいの市町村の個人住民税担当課へお尋ねください。